

平成十二年人事院規則一四一一九

人事院規則一四一一九（研究職員の株式会社の監査役との兼業）
人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、国立大学教員等の株式会社等の監査役との兼業に関する人事院規則を制定する。（趣旨）

第一条 研究職員が株式会社の監査役の職を兼ねる場合における法第百三条第二項の規定による承認については、規則一四一八（営利企業の役員等との兼業）の規定にかかわらず、この規則の定めるところによる。（定義）

第二条 この規則において「研究職員」とは、試験研究機関等（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第十一一条第一項に規定する特定試験研究機関特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第一百九条の二第三項第五号に規定する特定試験研究独立行政法人、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第一項八項に規定する試験研究機関等その他人事院の定める機関をいう。以下この条において同じ。）の職員（試験研究機関等の長である職員を除く。）のうち研究をその職務の全部又は一部とする者をいう。（承認権限の委任）

第三条 人事院は、法第百三条第二項の規定により監査役兼業（研究職員が株式会社の監査役の職を兼ねることをいう。以下同じ。）に承認を与える権限を所轄庁の長又は行政執行法人の長（以下「所轄庁の長等」という。）に委任する。所轄庁の長等は、前項の規定により委任された権限を部内の上級の職員のうち人事院が指定する者に委任することができる。（承認の基準等）

第四条 前条第一項又は第二項の規定により監査役兼業に係る承認の権限の委任を受けた者は（以下「承認権者」という。）は、監査役兼業について法第百三条第二項の申出があつた場合において、当該申出に係る監査役兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるとときは、これを承認するものとする。一 承認の申出に係る研究職員が、当該申出に係る株式会社における監査役の職務に従事す

るために必要な知識を研究職員の職務に関連

して有していること。人事院は、必要があると認めるときは、所轄庁の長等及び第三条第二項の規定により監査役兼業に係る承認の権限の委任を受けた者に対し、監査役兼業に関する事務の実施状況について報告を求め、及び監査を行うことができること。二 研究職員の占めている官職と承認の申出に係る株式会社（当該株式会社が会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社である場合にあつては、同条第四号に規定する親会社を含む。第六条第三号及び第四号を除き、以下同じ。）との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。三 承認の申出前二年内に、研究職員が当該申出に係る株式会社との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係のある官職を占めていた期間がないこと。

四 研究職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。

五 その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。六 前項の承認は、監査役の任期等を考慮して定める期限を付して行うものとする。（承認の申出）

第五条 監査役兼業に係る承認の申出は、監査役兼業承認申出書により行うものとする。（報告）

第六条 第四条第一項の規定により承認を受けて監査役兼業を行う研究職員は、四月から九月まで及び十月から翌年三月までの期間（第九条において「半期」という。）ごとに、監査役兼業状況報告書により、次に掲げる事項を承認権者に報告しなければならない。

一 氏名、所属及び官職

二 株式会社の名称

三 株式会社の監査役としての職務に従事した日時等

四 株式会社から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益（実費弁償を除く。）の種類及び金額並びにその受領の事由

第五条 前条の研究職員は、第五条の監査役兼業承認申出書に記載された事項のうち株式会社に係る事項で人事院の定めるものに変更があったときは、速やかにその旨を承認権者に報告しなければならない。（承認の取消し）

第六条 承認権者は、監査役兼業が第四条第一項の承認の基準に適合しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。（公表）

第七条 所轄庁の長等は、半期ごとに、監査役兼業の状況について第六条各号に掲げる事項を公示するものとする。

（人事院の権限）

第十一条 人事院は、必要があると認めるときは、所轄庁の長等及び第三条第二項の規定により監査役兼業に係る承認の権限の委任を受けた者に對し、監査役兼業に関する事務の実施状況について報告を求め、及び監査を行うことができること。二 人事院は、監査役兼業の承認がこの規則の規定に反すると認めると又は監査役兼業が第四条第一項の承認の基準に適合しなくなつたと認めるときは、その承認を取り消すことができる。（監査役兼業終了後の業務の制限）

第十二条 所轄庁の長等は、監査役兼業の終了の日から二年間、当該監査役兼業を行った研究職員を、監査役兼業に係る株式会社との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係のある業務に従事させないようにしなければならない。（適用除外）

十三条 第十二条の規定は、非常勤職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時の職員については、適用しない。

十四条 第十二条の規定は、非常勤職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時の職員については、適用しない。

十五条 第十二条の規定は、非常勤職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時の職員については、適用しない。

十六条 第十二条の規定は、非常勤職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時の職員については、適用しない。

十七条 第十二条の規定は、非常勤職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時の職員については、適用しない。

十八条 第十二条の規定は、非常勤職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時の職員については、適用しない。

十九条 第十二条の規定は、非常勤職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時の職員については、適用しない。

二十条 第十二条の規定は、非常勤職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時の職員については、適用しない。

二十一条 第十二条の規定は、非常勤職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時の職員については、適用しない。

二十二条 第十二条の規定は、非常勤職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時の職員については、適用しない。

二十三条 第十二条の規定は、非常勤職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時の職員については、適用しない。

二十四条 第十二条の規定は、非常勤職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時の職員については、適用しない。

二十五条 第十二条の規定は、非常勤職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時の職員については、適用しない。

二十六条 第十二条の規定は、非常勤職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時の職員については、適用しない。

二十七条 第十二条の規定は、非常勤職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時の職員については、適用しない。

（施行期日）

一 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十条から第十二条まで並びに附則第四項、第五項、第六項（別表規則一四一七（国立大学教員等の技術移転事業者の役員等との兼業）の項及び規則一四一八（国立大学教員等の研究結果活用企業の役員等との兼業）の項の改正規定に限る。）及び第八項の規定（以下「規則一四一七等改正規定」という。）は、平成十四年十月一日から施行する。

二 人事院は、監査役兼業の承認がこの規則の規定に反すると認めると又は監査役兼業が第四条第一項の承認の基準に適合しなくなつたと認めるときは、その承認を取り消すことができる。（規則一四一七等改正規定）

三 附則一四一九一（平成一五年八月一日人事院規則一四一一九一）抄

一四一一九一（平成一六年三月五日人事院規則一四一一九一）抄

（施行期日）

一 この規則は、公布の日から施行する。（経過措置）

二 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則一四一一九第三条の規定により同条第一項に規定する監査役兼業について承認を与えてられている職員は、この規則による改正後の規則一四一一九第四条の規定に基づき、同条第一項に規定する承認権者により同規則第三条第一項に規定する監査役兼業について承認を与えたものとみなす。

三 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

四 この規則は、平成十六年三月三一日人事院規則一四一一九一（平成一六年三月五日人事院規則一四一一九一）抄

（施行期日）

一 この規則は、平成十八年五月一日から施行する。

二 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

三 この規則は、平成十六年三月三一日人事院規則一四一一九一（平成一六年三月五日人事院規則一四一一九一）抄

（施行期日）

一 この規則は、平成十八年五月一日から施行する。

二 この規則は、平成十六年三月三一日人事院規則一四一一九一（平成一六年三月五日人事院規則一四一一九一）抄

（施行期日）

一 この規則は、平成十八年五月一日から施行する。

二 この規則は、平成十六年三月三一日人事院規則一四一一九一（平成一六年三月五日人事院規則一四一一九一）抄

（施行期日）

一 この規則は、平成十八年五月一日から施行する。

（雑則）	附則第二条から前条までに規定するものほか、この規則の施行に關し必要な経過措置は、人事院が定める。
附則（平成三一年一月一七日人事院規則一四一九一三）	この規則は、公布の日から施行する。
附則（平成三一年三月二十五日人事院規則一四一九一四）	この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
附則（令和四年二月一八日人事院規則一七九）抄	この規則は、令和五年四月一日から施行する。
（施行期日）	第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。